



赤 監 公 第 1 号
平成27年2月10日

赤穂市監査委員 大 島 靖 彦
同 鈞 昭 彦

赤穂市職員措置請求に係る審査結果について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定により平成26年12月22日付で請求のあった赤穂市職員措置請求について、審査の結果を次のとおり公表します。

第1 監査の請求

1 監査の請求

請求日 平成26年12月22日

請求人 赤穂市●●●町●●●番地 ● ● ● ●

第2 請求の要旨

1 措置請求書に記載された請求の要旨は、次のとおりである。

北爪前赤穂市長（甲）は平成13年9月、みなと銀行（他6社）（乙）の金融機関との間に、赤穂駅周辺整備株式会社（以下「整備会社」また（丙）と云う。）に関して、27億3千万円を限度とする損失補償契約（以下「契約書」と云う。）を締結する。

その金額の内訳の一つに「整備会社」（丙）が大和ハウス（丁）から購入した商業施設費2,459,866千円の中に、違法、不法、不当な金額335,310千円（以下「黒いお金」と云う）を含む、損失補償契約を結んだ。

その「黒いお金」は、後記『4』章に於ける「報告書」によって実証するが、要約すれば、

① 請負工事業者である大和ハウス（丁）が商業施設の基礎工事に於いて、杭打ち工法に不具合が生じる。その際、施工者の過失でありながら設計変更だ、として変更工事費160,000千円を請求、受領することは不法、不当な工事費であり、法第709条違反である。と同時に過失までも支払うことは、竣工の代償として報酬を支払う法第362条違反である。

② 上記杭打ち変更工事の清算する場合は、変更後の金額（160,000千円）より変更工事前の金額（98,046,200円）を差し引かねばならない。然し、前後の工事費、両者とも支払いがされており、あまりにも矛盾している。しかし、工法の違いはあるが、設計通りに杭は打設されているため、変更工事が無いものとし、変更前の工事費のみ生かす事にする。

③ 追加変更工事費は、請負金額が予算超過の為、出精値引きして随意契約となる。その為、割引率（89,38%）によって換算され、減額されなければならない。その金額175,310千円が、不法、不当に支払いがされている。以上の計335,510千円は「黒いお金」即ち商業施設費の内訳に違法、不法、そして不当な無効の金銭が含まれている。又、其の金額は、商業施設費の損失補償費（2,730,000千円）内訳の一項目でもある。

当契約を引き継いだ豆田現赤穂市長（甲）は、条項に基づき債務負担行為

として履行する。

「契約書」によれば、(甲)は(乙)が損失を被った場合は補償金額を損失補償すると云う核心の条項がある。その為、「整備会社」(丙)としても(乙)に借金を返済しなければならない。その時期は、条項による「民事再生法の手続き開始」であり、再建計画を立て、適用される時期である。社会的には(丙)は民事再生法の適用を受けなければ成らないほど財政的に疲弊し、再建するため折角手に入れた商業施設の土地と建物を赤穂市(甲)に売却し、自らは借家人になる。譲渡された赤穂市(甲)は、(丙)が降りる事によって損失補償人の立場から債務が移転し、実質的に(甲)、(乙)の当事者になり、(甲)は、「第6条、(丙)の借入金が消滅するまでとする」の条項に従い(乙)に弁済する。そしてH25, 12, 25日、不履行なく、全額弁済するのである。

その間に(甲)、(乙)に於いて紛争が生じる。(甲)はH16, 6, 4日、訴えの提起前の和解申し立てを行い(乙)も和解に合意し、和解調書は成立する。

その内容は、損失補償契約に基づく補償金の支払い義務の確認、並びに支払い方法、利息、償還表及び遅延損害金など支払い条件を定めたものである。

そして、補償金の支払い方法として、H16, 6, 25日を第1回とする10年間の元利均等分割払い(支払日は半年ごとの6, 25日及び12, 25)と取り決められる。

赤穂市(甲)は、その条項に従い、債務負担行為として、第1回をH16, 6, 25日より20回目のH25, 12, 25日に補償金の全額を(乙)に弁済し、終えたのである。

勿論、補償金の全額とは、27億3千万円で在り、その内訳である商業施設費2,459,866千円の中に違法、不法、不当である「黒いお金」335,310千円が含まれている事は上述の通りである。然し、債務負担行為は公金である。その中の「黒いお金」までも和解調書の確定効と云えども無効である。本件に於いては、該当する無効となる条件は上記を含めて下記の通りである。

① 損失負担行為の補償費は税金に依って支出されている。公金である以上、適法且つ公平、透明でなければならない。その補償費には違法、不当な金額が含まれている。依ってその金額は無効である。

② 和解の要件である当事者間に、紛争性、互譲性、そして紛争終結の合意は満たされ、確定力により、紛争は終わるのであるが、当事者間で争いの対象となった権利関係で無く、和解の前提事項として終始、債務費の金額について「支払い義務の確認」のみで争いがなかった債務費、「そのもの」の中に、基礎として、違法、不法且つ不当な金銭を含んだ債務費

(335,310千円)は、適法ではなく、不法であり、且つ監査の対象からは不適当な金額であるので無効である。

③ そればかりでなく、社会的通常の規範「公序良俗」に反し無効である。何故なら、杭打ち変更工事に於いて、過失を変更工事だと称し工事費を請求する。又その変更工事を清算する際にも変更工事前工事費迄も支払い。更に随意契約でありながら割引率を差引く事ない。これでは常軌を逸した商取引だと言わざるを得ない。

④ 和解調書も契約である以上適法でなくてはならない。

以上が確定効と云えども無効となる条件であり、本件に於いては、いずれも該当する。

その無効である「黒いお金」までも赤穂市(甲)は、みなと銀行他6社(乙)に弁済したのである。その為、(乙)に「黒いお金」335,310千円の返還を求めるのである。

それと同様に、整備会社が降りる事によって債務が、整備会社(乙)から赤穂市(甲)に移転、移行する。その為、整備会社(乙)が大和ハウス(丁)から購入した無効の「黒いお金」を含む商業施設費を赤穂市(甲)が、(丙)に代わって(乙)に返済したので、「黒いお金」335,310千円を大和ハウスに返還を求めるのである。

結論

赤穂市(甲)は、違法、不法、そして不当な無効である金額335,310千円と、夫々に掛る返済までの金利代金を、みなと銀行他6社(丙)と大和ハウス(丁)の両社に、夫々赤穂市(甲)に返還を求める措置を請求する。

2 事実を証する書面

請求の要旨を証する書面として、下記のとおり事実証明書が提出された。

- (1) 損失補償契約書の写し
- (2) 和解調書の写し
- (3) 赤穂駅周辺整備事業調査報告(整備事業費編)(抜粋)の写し
- (4) 平成13年9月第3回赤穂市議会(定例会)の会議録(抜粋)の写し
- (5) 赤穂駅周辺整備株式会社に対する開示申出書及び補正通知の写し

- (6) 赤穂市からの公文書非開示決定通知書及び公文書部分開示決定通知書の写し
- (7) 平成21年6月5日付け「和解調書に基づく平成21年度補償金」の支出決議書の写し
- (8) 赤穂市企画振興部からの回答書の写し
- (9) 赤穂駅周辺整備株式会社の民事再生について掲載した「広報あこう」623号及び691号（いずれも抜粋）の写し
- (10) 赤穂駅周辺整備株式会社の民事再生について掲載した赤穂市ホームページ（抜粋）の写し

第3 請求の要件審査の結果

本件請求について要件審査を行ったので、その判断について述べる。

1 本件請求以前に請求人が行った住民監査請求（事実関係の確認）

- (1) 本件請求以前、請求人は、平成25年12月24日に赤穂市監査委員に対し、赤穂市職員措置請求書を提出し、監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第172条第2項等の規定に基づき形式要件審査を実施したところ、所要の形式を具備していると認め、提出日をもって受理した。
- (2) 措置請求書に記載された事項は、次のとおりである。

北爪前赤穂市長は平成13年9月、みなと銀行（他6社）の金融機関との間に、赤穂駅周辺整備株式会社（以下「整備会社」と云う。）に関して、27億3千万円を限度とする損失補償契約を締結する。

当契約を引き継いだ豆田現赤穂市長（以下「市長」と云う。）は、平成16年6月、債務弁済を其の後10年間（平成25年12月迄）に亘り執行する件を市議会の承認を得て、現在、債務返済中である。

その債務費の内、商業施設費2,459,866千円の内訳に、杭打ち変更工事費に就いて、違法、及び不当な支払いが認められる。銀行より融資の際、税金が担保として、公金が支出されている以上、確定、公正、そして適法でなくてはならない。

市長は、その債務費の内、違法である160,000千円及び不当な支出金175,310千円の計335,310千円と、夫々に掛る返済までの金利代金を、起因者であり、施工者の大和ハウス工業株式会社（以下大和ハウスと云う。）に対して、「整備会社」を通じて赤穂市に返還させ、且つ、市長は、同金額をみなと銀行（他6社）に債務弁済の措置を、講ずるよう請求します。
- (3) 監査委員は、措置請求の要旨に記載された内容が、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当するかどうか要件審査を行い、陳述内容を勘案して監査対象事項を次のとおり定めた。
 - ① 請求人は、杭打ち変更工事の違法性及び商業棟の追加変更工事費における割引率の不当な適用などにより合わせて335,310千円の返還を求めているが、赤穂駅周辺整備株式会社（以下「整備会社」という。）から大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス」という。）への支出に関する部分は、市の財務会計行為とはいえないことから法第242条第

1項で規定する住民監査請求の対象に該当しないと判断した。

- ② 赤穂市が、平成13年9月に赤穂市議会の議決を経て、株式会社みなと銀行ほか金融機関との間に整備会社に関して損失補償契約を締結した行為及び本契約に基づいて平成16年6月より開始した補償金の支払いは、市の財務会計上の行為であるが、平成13年9月28日に赤穂市と金融機関との間で損失補償契約を締結した行為及び、当該契約に基づく補償金額の支払いのうち、第1回目の平成16年6月25日の支払いないし第17回目の平成24年6月25日の支払いについては、請求期間を徒過しており、本件監査請求の対象外とし、請求日から1年以内に行った第18回目の平成24年12月25日の支払い、第19回目の平成25年6月25日の支払い及び請求時点で支出決議が完了している第20回目の平成25年12月25日の支払いが、「違法・不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査の対象とした。

- (3) 監査の結果、監査の対象とした補償金の支払いについては、原契約である平成13年9月28日の損失補償契約に基づく債務について、平成16年6月4日付和解調書に定めた条件でこれを行うものであり、赤穂市が相手方金融機関に対し損失補償を行い、和解調書に基づいて補償金を支払うことについては、住民監査請求において適法な財務会計行為と認めるものである。

また、当該補償金の支払い手続きにおいては、適正に処理されているものと認められた。

したがって、第18回目の平成24年12月25日、第19回目の平成25年6月25日の支払い及び第20回目の平成25年12月25日の補償金の支払いについては、請求人の請求には違法・不当とする理由がなく、これを棄却するのが妥当と判断した。

- (4) 監査委員の合議により「請求人の本件請求のうち、監査対象事項とした第18回目の平成24年12月25日、第19回目の平成25年6月25日及び第20回目の平成25年12月25日の補償金の支払いについては請求に理由がないため棄却し、それ以外の部分は監査対象に該当しない事項であり、これを却下する」ことを決定し、平成26年2月13日付赤監報第4号で請求人に通知した。

2 請求の要件審査の判断

(1) 再度の住民監査請求の可否について

既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を再度行うことの可否については、「法242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない」（昭和62年2月20日最高裁判所第二小法廷判決）と解されており、既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求は、一事不再理の原則により不適法な住民監査請求とされる。

(2) 本件請求についての検討

上述の「第2 請求の要旨」における請求人の主張は、要するに「整備会社と大和ハウスとの間の工事請負契約について、杭打ち変更工事の違法性及び商業棟の追加変更工事費における割引率の不当な適用に違法性・不当性があるため、赤穂市長に対し、赤穂市と金融機関との間の損失補償契約に基づき支出した金額の一部335,310千円を金融機関から返還させるとともに、大和ハウスに同額を市に返還させるように求める」ものであると認識した。

本件請求は、つまるところ平成25年12月24日付けで請求人が行った住民監査請求と同一の内容を再度請求したものである。

また、今回、請求人より新たに事実を証する書面の提出があったが、前回の監査結果に記載した事実関係に過ぎず、あらためて監査すべき違法性・不当性を指摘したものとは言い難い。

第4 結論

本件請求についての要件審査の結果は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、平成25年12月24日付けで請求人が行った住民監査請求と同一の内容を再度請求したものであり、一事不再理の原則により請求要件を欠いて不適法であるので、これを却下する。